

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算

支出科目 款：商工費 項：商工費 目：商業振興費

事業名 特定原産地証明業務専門員設置事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部 商工政策課 団体支援係 電話番号：058-272-1111(内3088)

E-mail：c11351@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 7,000 千円 (前年度予算額：7,000 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	7,000	0	0	0	0	0	0	0	7,000
要求額	7,000	0	0	0	0	0	0	0	7,000
決定額	7,000	0	0	0	0	0	0	0	7,000

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

グローバル経済が進展する中で、世界では国もしくは地域同士で「関税」「サービス業を行う際の規制」「投資を行う際の規制」「出入国の制限」等を緩和する協定（経済連携協定「EPA」）を締結することにより経済関係の強化が図られている。

このことは、海外展開により販路開拓を目指す事業者にとって絶好の好機と捉えられている。

この「EPA」により定められた特惠関税の適用を受けるためには、協定ごとに締結された原産地規則に合致していることを証明する日本商工会議所が発行する特定原産地証明が必要となる。

今後も、県内唯一の特定原産地証明発給所である岐阜商工会議所へ支援することで、県内事業者の利便性を図るとともに、事業者の海外展開を後押ししていく必要がある。

(2) 事業内容

岐阜商工会議所において特定原産地証明発給を行うために、業務に要する経費及び人材育成等に要する経費について補助する。

(3) 県負担・補助率の考え方

我が国は、21件の経済連携協定を締結しており、今後も締結増が見込まれる中で、県内事業者にとっても協定締結国との取引の増大が見込まれる。

取引を行う県内事業者の利便性向上を図り、海外展開を推進するため、県内商工会議所での特定原産地証明発給業務が行われるよう、発給機関の設置にかかる経費を補助することは妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細	
補助金	7,000	事業費補助	
		商工会議所	7,000千円
		(合計)	7,000千円
合計	7,000		

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「成長雇用戦略」の[3]海外展開・販路拡大支援プロジェクト(1)中小企業の海外チャレンジ支援と関連する。

(2) 国・他県の状況

- ・事務所設置状況 全国20都道府県26か所
※各地域の商工会議所内に設置
※中部地区(静岡3、愛知3、三重1、福井1、富山1、石川1)

(3) 後年度の財政負担

- ・当事業については、目標指標の状況等をみて、令和7年度に再検討する。

(4) 事業主体及びその妥当性

・EPA関係国の輸出状況調査によると、岐阜・西濃・中濃圏域の企業が、県内の総輸出企業数の約70%を占めるため、上記3圏域からの利便性を考慮し、岐阜商工会議所を事業実施団体とした。

(5) 特定原産地証明について

- ・EPAに基づく特惠関税率の適用を受けるため、第三者(日本商工会議所)によりEPAの原産地規則に基づく原産地証明を行う。

商工会議所は原産地証明発行機関となっているが、これは貨物の原産地を証明するためのもので、関税法施行令等に定められた基準により判定され、本案件のEPAに基づく特定原産地証明とは異なるものである。

- ・経済連携協定数 21

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	岐阜県商工会及び商工会議所補助金
補助事業者 (団体)	岐阜商工会議所 (理由) EPA関係国の輸出状況調査によると、岐阜・西濃・中濃圏域の企業が、県内の総輸出企業数の約70%を占めるため、上記3圏域からの利便性を考慮し、岐阜商工会議所を事業実施団体とした。
補助事業の概要	(目的) 我が国は21件の経済連携協定を締結しているほか3件が交渉中であり、今後も締結増が見込まれる中で、県内事業者にとっても協定締結国との取引の増大が見込まれている。取引を行う県内事業者の利便性向上を図り、海外展開を推進するため、県内商工会議所での特定原産地証明発給業務が行われるよう要求するもの。 (内容) 岐阜商工会議所において特定原産地証明発給を行うために、業務に要する経費及び人材育成等に要する経費について補助する。
補助率・補助単価等	定額 ・定率・その他 (例：人件費相当額) (内容) 県職員平均給与額に相当する4級給料額とした。 (理由) 特定原産地証明の判定・発給に従事する職員としては、日本商工会議所が従事する職員として経済産業省の認可が必要となり、常勤であること、国が行う証明発給という公務に従事するにふさわしい者であること、貿易証明等の業務に2年以上の従事経験が必要となる等、厳しい要件が必要とされているため。
補助効果	補助により、特定原産地証明が県内で発給されることになり、県内事業者の利便性が向上し、事業者の海外展開の推進に寄与する。
終期の設定	終期 令和7年度 (理由) 当事業については、目標指標の状況等をみて、令和7年度に再検討する。

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

県内輸出事業者の利便性を図り、事業者の海外展開の推進に寄与するため特定原産地発給機関を設置し、その業務の安定化を目標とする。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R5)	達成率
①特定原産地 証明発給件数	-	277	300	300	300	92%

補助金交付実績 (単位：千円)	H30年度	R元年度	R2年度
	3,500	7,000	7,000

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	<p>県内唯一の特定原産地発給業務を行う岐阜商工会議所に対して、財政的支援を行うことで、県内事業者の利便性向上が図られ、海外展開を後押しした。</p> <p>指標① 目標：300 実績：277 達成率：97%</p> <p>令和5年度当初予算にて追加</p>
令和3年度	<p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p> <p>令和6年度当初予算にて追加</p>
令和4年度	<p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)</p> <p>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 3	<p>小規模事業者は様々な経営課題に対し、単独で解決することが困難であり、商工会等による継続的な支援が必須である。そして、商工会等は、商工業者の総合的な改善発達により国民経済の健全な発達を図ること等を目的に設立された法定団体であるので、県として団体の行う事業を補助する必要性は非常に高い。</p>
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)</p> <p>3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり)</p> <p>2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成)</p> <p>1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%)</p> <p>0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</p>	
(評価) 3	<p>県内では、岐阜商工会議所のみが特定原産地証明発給業務を行っていることから、一部の県内事業者は近隣県の商工会議所に申請している状況である。</p> <p>海外展開を推進する県として、引き続き、県内事業者の利便性の向上を図り、事業者の海外展開を後押しする必要がある。</p>

・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている

(評価)

2

特定原産地証明発給件数は増加傾向にあり、県内事業者の利便性向上が図られ、海外展開を後押ししている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症にかかる渡航禁止や海外事業の停止などの影響はあったものの、発給件数は堅調であり、ほぼ目標通りの成果があった。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項

今後も経済連携締結国の増加が見込まれる中で、県内事業者においても協定締結国との取引を新規で始める事業者や発給件数が増えると想定され、きめ細かな相談対応や強固な業務体制等が求められる。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

・ 今後も県内唯一の特定原産地証明発給所である岐阜商工会議所へ支援することで、県内事業者の海外展開を後押しする必要がある。

・ 特定原産地証明発給業務には、専門知識が必要となり、専門員を配置して引き続き業務を行う必要性がある。